

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は、1955年の7,761人をピークに、1990年に5,000人を割り込んだ。以降も減少を続け、2020年においては3,750人となり、ピーク時の5割以下となっている。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計値によると、本町の2040年の人口は約2,854人、2060年は約2,151人となり、2010年と比べ5割以下に減少することが見込まれており、今後も人口減少が進んでいくことが想定される厳しい状況となっている。

本町は、黒川温泉をはじめとする温泉地や多数の飲食店を有しており、100万人以上が毎年訪れる観光地である。産業構造（産業別就業人口）については、令和2年国勢調査によると、観光業やサービス業を中心とした第三次産業が67.7%と最も多く、次いで第一次産業（19.0%）、第二次産業（13.3%）となっている。

現在、町内の事業者は人口減少や少子高齢化などの影響により、深刻な人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると今後産業基盤を維持できなくなるおそれがある。このような中、町内事業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足などに対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような事業者を支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者や小規模企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、阿蘇地域での更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林業、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、中心部から山間部まで広域に立地している。広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林業、製造業、卸売業、小売業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③太陽光等の発電設備については、「南小国町景観計画」や阿蘇地域における「太陽光発電施設の設置に関する景観配慮ガイドライン」に基づき、本町の魅力である自然環境を守り、周辺の景観との調和に配慮するため、町内の自己の所有に属する建物に設置するものに限るとし、主たる工場や事業所等が無い敷地に設置する全量売電を目的とする設備（土地に自立して設置するものなど）は対象としない。